

坂本茂雄 県政かわら版

2004年
10月
NO. 7

＜坂本茂雄県議会だより＞
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会内県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063



9月県議会

疑問多い財政危機対応

イラクからの自衛隊撤退 意見書は否決 普天間基地の早期撤去

県議会9月定例会は、山内家の国宝「高野切本」を7億円で購入するための減額修正案を否決した上で、補正予算など執行部提出の18議案と15年度企業会計決算3議案、「郵政事業の国民の合意なき民営化に反対する意見書」など意見書案10件、「知事に対する辞職勧告決議」など決議案2件を可決または認定し、橋本大二郎知事からの退職の申し出に賛成多数で同意し、閉会しました。

高野切本購入のための補正予算に関しては、我が県民クラブとして「県が財政危機を訴える中での購入には疑問が多く、県民の理解や共感を得られない」として購入予算の減額修正を提案しましたが、採決の結果、賛成12、反対27の賛成少数で否決され、執行部原案が可決されました。

この後、「地籍調査費負担金の存続を求め、我が県民クラブは10件を全会一致で可決し、我が県民クラブなどが提出した「自衛隊のイラクからの撤退と沖縄普天間基地の早期撤去を求め、意見書」は賛成少数で否決されました。

本会議を通じた知事の疑惑に関する質問でも「議会が終わって10月末までに説明をする」というのみで、それ以外はこれまでの答弁の繰り返しに終始しました。

私たちも、このような議論を繰り返すのではなく、事実解明の方法は提言してきました。

知事としての嫌疑は県民に対する嫌疑でもあるので、

「根も葉もないでっち上げであるなら」笠氏を「名誉毀損」で告発し司法に判断を委ねるべきであるという

ものですが、それにも答えようとしないに至っては職を辞して頂くしかないとの判断で「辞職勧告決議」を共同提案しました。

結果的には、採決前日の知事の「可決されれば辞職して出直し選挙に打って出る」との記者会見なども受け、22対15の賛成多数で決議案は可決されました。

知事は、「県のために残念なこと、辞職勧告を受けた立場では地方の声を経済界などにぶつけていく活動に全力を傾けられない。私には不名誉でもあるが、辞職勧告の理由が県民に不信感を与えているのであれば、不信の大きさがどれほどかを自ら県民に問うしか道はない。」などとこ

知事への辞職勧告決議

～その経過と辞職に対する考え方～

メントしてはいますが、このような事態を招いたことの一つの原因として「事実解明の努力」をしてこなかったことについては、「忙しさ」や「時間の壁」や「あったことを証明するのは易しいが、ないことを証明するのは難しい」とかで理由付けしてきたことは県民にとっても理解しがたいこととあります。

今後の出直し選に臨む姿勢についても「公約は去年から内容的に変わらないので、不信に対する答えとして、今回の出来事を今月末までに自分なりにまとめて説明したい。」ということで行われるとすれば、有権者に「私の説明を信用してください」などというこのみがか争点になるという極めて異常な選挙になるのではないかと考えます。

私は、知事がこれから行うであろう説明は、本会議での質疑の経過などからして疑惑への事実解明とはほど遠いものになるうと思えます。知事が言う高知県にとって大変な時であるからこそ、改めて人心一新の県政リーダーで難局を乗り切るべきだと思えます。そして、県政運営や政策を争点としない信任のみを問う出直し選挙のあり方には問題があり、これまでも指摘してきたように多選弊害も含め再出馬すべきではないと考えています。

予算委員会論戦から

財政危機宣言対応

【坂本委員】財政危機宣言対応について、17年度の一般財源の不足額は248億、さらに18年度以降は不足額が拡大して300億を超える。歳出削減に向けた取り組みをした場合の削減幅、そして歳入確保に向けた取り組みで増額幅がどれだけになるのか、あわせて17年度で言えば248億の財源不足のどれだけを圧縮できるのか。

【知事】今の時点で掲げた事務事業の見直しで、どれだけの額が捻出できるのかということを確認に言う目的はない。明らかなのは、この計画に盛り込んだ向こう3年間の間で、毎年生ずるであろう200億、300億の収支不足というものをできるだけ解消して安定的な財政運営をめざす。

【坂本委員】これからの作業の中で（財源を）つくりだすというが、一方で標準財政規模の5%にあたる113億以上の赤字を生じさせることによる財政再建団体への転落は避けなければならぬといっているが、財源不足の248億円全部を解消しようとするのか、あるいは113億という赤字を生じさせないこと

を優先するのか、その対応は。

【知事】できれば収支不足をなくしていくという方向。結果的には県の努力、または関係団体との調整である。あわせて国の三位一体の全体像がどうなるか、また地方財政計画に与える影響、地方交付税等に与える影響をしておお県に与える影響などをつかんだ上で、どれだけのものが収支均衡させる方向で努力ができるかという見通しもまだつきかねている状態。

公社改革と職員の削減

【坂本委員】改革をする際に、廃止となれば、そこに働く職員の雇用確保の問題が出てくるので、当然その点に留意していただきたい。職員の雇用不安解消のために県として、どこまで責任をもたれるのか。

【副知事】公社職員の雇用責任は、一義的には雇用契約の当事者雇用主である公社にあるが、県も公社と協力をしながら、他の団体間との人事交流、また再就職支援を行っていく。県としてできうる限りの支援をしていきたい。

職員の給与カット

【坂本委員】今回の財政危機宣言を発するに至ったその原因として、

人件費が原因であると考えるか。

【副知事】日14年度予算では、ほぼ収支が均衡した予算であり、今回の財政危機の直接的な原因は、国による一方的な地方交付税のカットによるものと考ええる。

【坂本委員】職員の場合はまず職員として、また、県民としてダブルの痛みを強いられることになる。このことが人材確保の面や、あるいは仮に強行した場合の県職員の賃金水準はどうなっていくのか。

【副知事】職員の給与を減額することは心苦しく感じる。職員の給与水準は、日15年度は給与の減額を行っていない都道府県の中では最下位である。また、今回給与の減額を行えば全体でも最下位クラスになると予想。

【坂本委員】県警本部については本部長以下、警視正以上の階級にあるものは、警察職員の給与に関する条例が適用されないので給与カットの対象とならない。警察職員は団結権も認められていない中、何らの意見を反映することなく給与カットをされる、一方、上司は何の給与措置もないということかどうか。

【警察本部長】警視正以上の階級は、今回の給与カットの対象ではなく、かつ元々全国一律の給与体系なので本県独自にカットはでき

ない。これについては特段の対応等は考えていない。

【坂本委員】特段の対応は考えていないということでは警察職員のみ皆さんの士気は上がるのか。組織のあり方としてどうなのかを含めて検討していただきたい。

（三役に対する削減措置の妥当性）
【坂本委員】『私自身が先頭に立って全力を持ってこの難局を乗り越える覚悟である』という決意の表れが今回の3役に対する削減措置でもあると思うが、この削減措置は妥当と考えるか。

【知事】私自身が先頭に立つということは、特別職の給与カットの指ししているわけではない。国への対応、また事務事業の見直しの中での対応等々含めてのこと。また特別職の給与に関しては、多くの県民に理解をいただけている。

【坂本委員】知事はこれまで13年間で得られた退職手当の1億4千万円を除く報酬だけで約2億7千万円を得ている。

知事は自著『破天荒大二郎が行く』という本の中で、『相手の喜び以外に見返りを求めない奉仕の心で政治に立ち向かうことが必要になってくる』と述べられているが、今こそその時期ではないのか、自らの報酬についてはそういう措置をするぐらいの決意はあるか。

知事：一般論であるが、奉仕というものはNPO活動においても無償のものも有償のものもある。
 (この知事答弁の理屈ではすれ違いとなると判断したので、時間の関係上それ以上の追及は中止)



職員の給与カットについては、一般職員で3%管理職で5%をはじめ給与カットを行い25億円の財源を圧縮することが表明されています。しかし、トータルで25億円の給与カットによって消費の後退にもつながっていくわけで、試算では、約16億6,000万円の消費が後退します。さらにこれに間接効果を含めば生産誘発額(消費後退効果含む)は約17億9,000万円減少するという結果になります。その意味では知事が優先課題として表明されている産業・雇用拡大にも影響しかねないものです。また、県税収入等で見てみると、県民税で約3,521万ほど減収になり、さらには当然法人事業税や個人事業税の減収にも連動するというところからいけば、県職員・家族ということだけの問題ではなく、県内における様々な自営業者の方々や法人等においても経済的マイナス効果が生じるということも念頭に置いて、検討されるべきだと思います。

給与カットありきの先行議論だけではなく、知事が力説する三位一体における財源確保などをしっかりと具体化し、さらに県財政における財政危機への対応方針の具体的な取り組みを進める中で、『やれることはやった、だからどうしてもやむを得ないので人件費のカットについては協力をお願いしたい』という議論が必要だと思います。

なぜ「高野切本」購入に疑問

文化厚生委 県有財産(山内家歴史資料)の取得に関する補正予算案

山内家の所有する歴史資料のうち、山内家から購入要請があった、国宝「高野切本」を購入しようとする補正予算案等について説明があったが、委員からは次のような多くの質問がありました。

- 知事が財政危機を宣言し、県民サービスを下下させるような非常に厳しい財政状況の中で、なぜ今、購入しなければいけないのか。
- この高野切本の購入と、3万6千点の資料の寄贈はセットになっ

寄附を募るなどさまざまな方法が考えられることや、県民の意見を聞いてから判断する必要がある。

これらの疑義に対して執行部からは次のような考え方が示されました。

- ◆購入と寄贈については、条件つきで寄贈を受けたものではないが、相続の問題が起きたこの機に山内家のすべての歴史資料を散逸させることなく、高知に残すためにどうするかを山内家と協議した結果、
- ◆高野切本の展示に当たっては、設備やセキュリティも整っている文学館や美術館を想定している。保管については、基本的には今も

重要文化財を保管している歴史民俗資料館を想定している。

◆12月議会には、山内会館に展示スペースを設置するための設備工事費等の補正予算を計上することを予定している。

こうした費用も含め、今後、国宝を適切に展示・保管していくために必要な経費の試算を行うとともに、具体的な活用策の検討も行い示したい。

◆国宝の展示に関する制限については、文化庁の内規である取扱要領では、資料の劣化を防ぐため、国宝の展示は年間2回、延べ日数60日以内

最終的には、我が会派などから、第1号議案に対する減額修正案を提出するとともに、第15議案に対しても継続審査を求める意見を出しました。

その内容としては、高野切本の価値は理解するが、活用方をどうするのか、これらを維持していくためのランニングコストはどれだけ必要なのか、県民の意見を聞く必要がある、さらには、12月になれば来年度の予算の状況も見えてくるであろうから、そういうことも踏まえて判断をする必要があるとの提案理由説明をしましたが、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

条委員会が設置されるという県議会としては異常な事態となった。

平成11年5月には、県の幹部職員がその立場を利用し、金融機関から5億2,500万円を詐取するという事件が発覚し、その時は地方自治法第110条による特別委員会が設置された。さらに平成12年3月には、縫製業の協業組合に対する総額26億円を超える、いわゆる「やみ融資事件」が発覚し、当議会としては47年ぶりの地方自治法第100条第1項の権限が付与された特別委員会が設置され、真相究明が行われた。その度に県民は、こうした重大な不祥事が連続して起こる県政に対して怒りと不信感を募らせ、事件の早期の解明と県のそうした悪しき体質の根本的な改善を求めている。

当委員会は、昨年の10月に議会の付託を受けて以来、約1年間の長期にわたり、事件の真相究明に取り組んできた。

事件の調査結果については、第2章2の(9)及び3の(5)の結論で、それぞれ述べたとおりであるが、特に橋本知事の平成3年の知事選挙の選挙事務所事務局長であった笠誠一氏が、坂本ダム本体工事の落札企業から巨額な資金の提供を受け、選挙資金や選挙資金の借入金返済に充てた疑惑を払拭出来ないことは、重大に受け止めなければならない。

知事は、平成3年12月に就任して以来「県庁職員の意識改革」や「開かれた、県政」「県民参加型の県政」また「行政の説明責任」など次々と看板を掲げ、県庁の組織改革や意識改革に取り組んできた。また、昨年の知事選挙では「毅然として隠し事のない県政」「徹底して県民と向き合う県庁」などを基本姿勢とした公約を掲げてきた。

しかし、坂本ダム本体工事の談合疑惑は、県政に対する県民の信頼を著しく失墜させることとなった。県は、談合情報対応マニュアルの作成や入札制度の改善に取り組んでいるが、再びこのような事態を招くことのないよう、綱紀肅正に努め、県政の信頼回復に全力を尽くすべきである。

最後に、当委員会の調査結果は、資金疑惑に対する知事の関与を否定するものではない。

なぜなら、第2章2の(3)証人尋問と事情聴取の「夕まとめ」で述べたように、知事の関与については、笠氏と知事の証言は全く相反するものとなっており、どちらかが虚偽の陳述をしているとしか考えられない。

この点について、笠氏のメモや証言には、金融機関の記録や任意に提出された資料で裏付けが取れた内容もあるが不明な箇所もあり、また知事の証言にも、客観的な物証がなく、両者の証言を比較しても、疑問が払拭されるものではない。さらに、選挙の翌年に、知事は笠氏と建設業界との深い結びつきを危惧して、東京の弁護士に相談に行ったと証言しているが、これは笠氏が単なる選挙事務所事務局長の存在でなく、選挙

戦を通じて建設業界と深い結びつきを築いた証にもなる。

また、知事が「職を辞することも考えた」との重大性を認めていることや、笠氏が誠橋会なる組織を立ち上げようとしていた事実を考え合わせると、当時知事は平成3年の知事選挙で、建設業界の資金が笠氏を通じて使われていたことを知っていたか、あるいはその強い疑いを持っていたと判断される。また、今回の疑惑の発端や調査で明らかになった経過から見て、一連の疑惑には、知事選挙における当時の橋本知事陣営の幹部やその関係者が深く関与している。従って知事の不関知・不関与である等の証言には、依然疑問が残されている。

知事には、それらの疑問を真摯に受け止め、県民に対し可能な限りの説明責任を果たすことを求めるものである。

また、仮に、笠氏が真実に反する証言をしているとするならば、県政のトップに対する重大な名誉毀損であり、県も大きな信用を失ったことになり、知事は、笠氏に対し法的な手段も含めて、自らに掛けられた疑惑の有無を公の場で明らかにするなど、県の名誉回復に努めるべきである。

今回の百条委員会は、公共事業における政・官・業の癒着の構造を一定明らかにすることができたが、このような到底県民に説明責任を果たせないような癒着の構造や談合体質は、橋本県政の発足当時、あるいはそれ以前の県政にも存在していたものと考えられる。

これまでも県議会では、本会議の質疑等において、たびたび談合問題を取り上げ、執行部に対しその都度防止策を求め続けてきた。

公共事業の談合とは、政・官・業の癒着構造をもとに、業者を利するために行われているもので、県民には損失を与えるものである。

今回の坂本ダム本体工事の入札において、このような談合が存在したと認めざるを得ない結果となったことは、誠に遺憾である。

今後とも、県議会も県執行部も、このような談合疑惑が発生しないような対策を、共に考え具体化する必要がある、一層県民への説明責任を果たしていかなければならない。



この1年間の「坂本ダム等調査特別委員会」（百条委員会）では、9月定例会冒頭に調査報告書を提出し、本会議において採決の結果、30対9（定数41、欠員1、議長除く）の賛成多数で承認しました。委員の一致したスタンスが形成できていない中で、「談合については認めざるを得ない」「知事の関与は否定できない」など多少不明瞭な表現の部分もありますが、明らかになった事実の部分は否定のしようがありません。

この調査と並行しながら、現在の本県の入札制度も、より公平・公正・透明さを求めて試行中ですが、まだまだ十分とは言えない面があると思います。今回の調査を通じて、県民の入札制度への関心が高まり、多少なりとも政官業の癒着構造の解体を求める議論が行われたことを、今後の県政運営の中に活かしていくことが求められると思います。（報告書の結論と総括部分のみ抜粋しておきます。なお、全文が必要な方は私のホームページ9月21日の報告からリンクできますのでそちらからご覧下さい）

坂本ダム等調査特別委員会報告（抜粋）

■結論■

当該事件の調査が始められる発端となった、笠氏のメモや証言のうち、笠氏が町田氏から1億円を借り入れ、その1億円をいずれかから資金提供を受け返済をしたことは、金融機関からの記録や（有）笛の元帳等により裏付けが得られ、事実であることが確認された。この1億円は、高知に来て間もない笠氏に、一面識もなかった町田氏が担保も取らずに貸付をしているが、一般的には考えられないことである。

また、これらの調査の過程で、笠氏がパチンコ企業から3,000万円を借り入れ、これもいずれかからの資金をもって、全額を返済していることも明らかとなった。

さらに、笠氏が建設会社6社及び1個人から、選挙資金として1億300万円の資金提供を受けたとする物証は得られなかったが、金融機関からの記録により、その一部と思われる現金2,800万円が、橋本大二郎後援会笠誠一名義の口座に、入金されていたことが明らかとなった。

ただ、笠氏が熊谷組から3,000万円、3,000万円、4,000万円と3回、計1億円の資金提供を受け、町田氏への返済資金に充てたことは、同社の関係者は「そのような事実はない」と一様に否定しており、また、そのことを裏付ける物証は得られていない。

しかしながら、笠氏が、いずれかから巨額な資金提供を受け、選挙資金に使ったことや、町田氏への返済を行ったことは、金融機関から提出された記録や証言等で明らかとなっている。こうした巨額な資金が、何の見返りも求めず何の関係もないところから、笠氏に提供されたとは考えられず、建設会社は、何らかの見返りを目的に、巨額な資金提供をしたのではないかとの疑惑は、依然として強く残っている。

次に、坂本ダム本体工事の入札について、執行部から提出された入札に関する資料及び土木部幹部等の証言等から、次のことが明らかとなっている。

- ①事前に談合情報が2度にわたって流れた。
- ②談合情報どおりの共同企業体が落札した。
- ③落札率は98.41%という高率であった。

④不落の7企業体全てが、知らされていないはずの予定価格を上回り、なおかつ3番札から8番札まで、ほぼ2億円の差額で均等に並んでいる。

⑤受注意欲のあるべき入札参加者が、公正に競争入札をした場合に、入札額が均等差で並ぶという事はありえない。

⑥平成5年度に実施された10億円以上の工事のうち、入札記録が残っている2工事の不落企業体の次番札との差額幅は、坂本ダム本体工事と比較して均等性に欠けている。

⑦入札結果については、県監査委員の監査結果も「入札金額が一定差額に並ぶというような状況は、事前の調整なしに偶然に生じるとは考えにくい」とする指摘がなされている。

⑧落札した熊谷組には、過去に県土木技術退職者が再就職したことがないにもかかわらず、入札の行われた平成5年度のみに、再就職していた事実があることは、極めて異例のことである。

⑨入札に関する資料は残っているが、談合に関する宣誓書などだけ見つからなかった。

⑩「実際、業者にヒアリングしても、話し合いをしたと言うことは出てこない。そのところが、談合の問題に対する対応の仕方の困難性がある」と土木部幹部は証言している。

この坂本ダム本体工事について、ここまで述べてきたように、建設会社からの選挙資金の提供疑惑、入札に関わる多くの不自然な事柄、笠氏がいずれかから巨額な資金提供を受けた事実などがある。さらに談合の認定について、談合の直接的な証拠がなくても間接的な事実を総合することで認定する方法が、過去の判例でも認められていることを踏まえると、当委員会としては、坂本ダム本体工事の入札において、談合が行われたと認めざるを得ない。

■総括■

本県では、ここ数年の間に県民の県政への信頼を失わせる重大な不祥事が連続して起きており、前回の百条委員会の最終報告からわずか3年足らずで、再び百

行政補正予算の概要

【総務務委員△△】

● 旅費システム構築委託料

この事業は、2月定例会で当初予算が減額修正されていたものですが、その議論を踏まえ、旅券等の手配については登録制度を設けて、職員が県内旅行者を選べる仕組みに見直すとともに、旅費制度についても見直ししてシステムを構築するものとして再提出された。

● 生活安全対策費

警察本部は、交番に警察官が不在の際にもテレビ電話により警察署と連絡ができるシステムを、高知署及び高知南署管内の16の交番すべてに整備するための予算化。このシステムは高齢者でも容易に操作できることを前提にしており、ホタン1つとマイクで、画面を見ながら本署の警察官と会話ができるもの。

● 報告事項

● 財政危機への対応指針等

今回の指針は、見直しの具体案が固まっていないものも含めて、一定の方向が出たものについて、できるだけ早期に明らかにするよう取りまとめたもの。今後は、各部署の進捗状況を見ながら、来年度の当初予算の提案前に、議会とも議論していくこととする。

【企画建設委員△△】

● 港湾防災安全対策事業費

高知港における放置艇の対策として、高知市仁井田の水面貯木場に、浮き桟橋方式による係留施設を整備するための経費が計上された。当初のPFI導入については、想定される係留料では受け入れられる民間企業がなかったとのこと。

● 報告事項

● 高知県入札・契約制度に関する検討委員会
新たな入札・契約制度の構築に向けた検討を行っている委員会において、格付け認定基準の見直しについての検討が行われ、平成17年度から導入する地域点数の審査項目、算定方法などが取りまとめられた。

● 宿毛佐伯フェリー

今年1月末に運航停止となった宿毛市と大分県佐伯市を結ぶフェリー航路について、大分県の運送会社など数社によって設立された新会社によって、本年12月中の運航再開を目指した取り組みが行われていることの報告。

【産業経済委員△△】

● 海洋深層水体験施設等整備事業費

室戸市が、海洋深層水体験施設や公園の整備に要する経費の一部を室戸市に補助するための予算措置。

事業概要は、室戸海洋深層水のブランド力や室戸のイメージの向上、県東部地域の活性化を目的とし、室戸の海洋性気候や豊かな自然環境、深層水や海藻といった海の資源を活用し、健康づくりのための室戸市の健康増進施設や株式会社ニューウエムラのタラソテラピー施設などを設置するリラクゼーション機能を持つ自然環境を生かした緑地公園の整備。室戸市の施設と民間施設が相互に連携しながら運営していくもの。

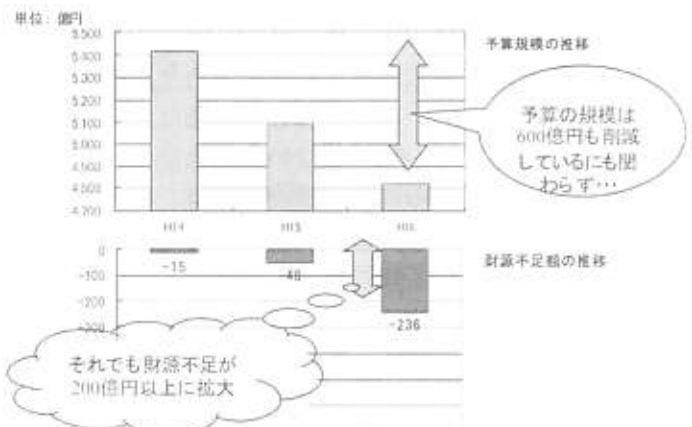
● 新規参入農業生産法人支援モデル事業費

この事業は、建設業の緊急雇用対策、農業の担い手の確保及び園芸農業の振興等の観点から、新たに創設するもの。施設園芸用レンタルハウスや農業用設備・機械の整備など初期投資に係る経費の一部を補助する。

● 近海かつお一本釣漁業振興対策事業費

減額補正は行いが、新たな支援策の予算は、検討の結果提案がなかった。来年度2月の漁期当初から新船を投入するために建造期間が不足することや、漁期途中からの乗り換えはリスクが大きすぎることから、18年2月の漁期当初での新船投入を目指して、来年度の当初予算で新たな支援策の提案をする。

収支均衡からわずか2年で大幅な財源不足に



高知県の予算規模の推移

